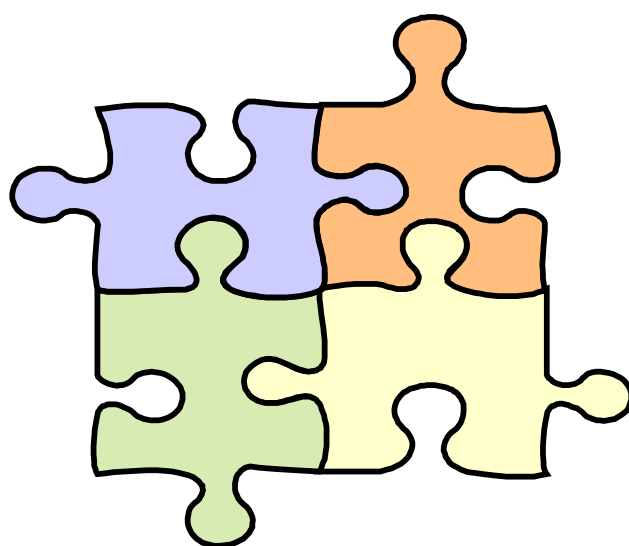


協働のまちづくり基本方針



南アルプス市

はじめに

南アルプス市の誕生（平成 15 年 4 月 1 日、6 カ町村合併）とともに、市民・企業・行政がそれぞれの役割を果たし、住み良いまちづくりに向けて日々取り組んでいます。

この地域では、「手間っけえし（ゆいっかえし）」、「おやてっと」という言葉が残るように、かつては隣近所で助け合い、支えあって地域社会が営まれていました。

しかし、近年は少子高齢化や高度情報化、国際化、環境問題の深刻化など、私たちを取り巻く社会環境の変化とともに、地域社会においても都市化や核家族化が進み、人と人とのつながりが希薄となっています。

地方自治体においても、地方分権一括法（平成 12 年施行）の「自己決定・自己責任」の原則により、自治体自らがまちづくりについて決定し、自らの責任で行政運営を行い、問題を解決していくことが重要課題となりました。

私たちが安全で安心して暮らすことのできる南アルプス市を築くためには、市民一人ひとりが自らの判断と責任を持ち、お互いに協働しながら、より良いまちづくりに向けて取り組んでいかなければなりません。

このような中で、「協働のまちづくり」をキーワードとして、市民と行政がこれから取り組むべきことについて、ここに「協働のまちづくり基本方針」としてまとめました。

この基本方針の原案は、市民が参加して結成された「みんなでまちづくり推進会議」が議論を重ねられ、「市民活動推進のための基本指針」として市にご提言をいただいたものです。

原案策定にあたり、ご協力いただきました推進委員をはじめ関係の皆さんに心より感謝申し上げます。

平成 19 年 10 月

南アルプス市長 今沢 忠文

協働のまちづくり基本方針

目 次

1 協働のまちづくりとは 2

- (1) 「協働」とは
- (2) 「協働のまちづくり」とは
- (3) 「市民活動」とは
- (4) 協働のまちづくりが市民と市にもたらすもの

2 市民活動と協働の現状と課題 4

- (1) 市民活動について
- (2) 協働について

3 協働を推進するための基本的な考え方 8

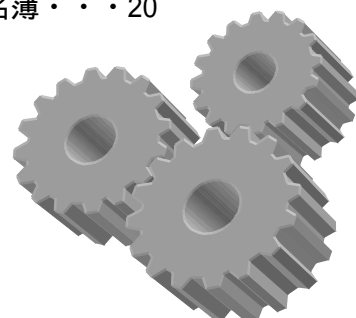
- (1) 市民活動の拡大と自立化の促進
- (2) さまざまな協働のあり方
- (3) 協働の進め方
- (4) 協働を推進するための役割分担

4 協働のまちづくり推進に向けて 13

- (1) 基本的な方向性
- (2) 施策導入のための段階

参考資料

- 南アルプス市みんなでまちづくり推進会議設置要綱 . . . 18
- 南アルプス市みんなでまちづくり推進会議委員名簿 . . . 20



1 協働のまちづくりとは

(1)「協働」とは

近年使われるようになってきた言葉で、対等で平等な関係のもとに、共通の目的の実現を目指して、協力し、ともに働くことを言います。

特に、市民と行政との関係について使われることが多く、行政だけでは解決できない課題や、市民だけでは解決できない課題に対して、お互いに協力し補い合って解決へ向かっていく取り組みを指します。

(2)「協働のまちづくり」とは

市民が主体となり、ともに関わり合いながら行う地域づくりのことです。この言葉には、行政に任せきりにするのではなく、市民がそれぞれに、または市民と行政が力を合わせて、地域をより良くする活動を広げていこう、という意味が込められています。

また、市民が市政に積極的に参画していこう、という意味も込められています。

具体的な「協働のまちづくり」として、次の取り組みがあげられます。

- ・市民や市民活動団体による地域貢献活動
- ・市民活動団体への市役所からの支援
- ・市役所の事業への市民の参加
- ・市役所から市民団体への事業の委託

(3)「市民活動」とは

市民が主体となり、自発的に行う地域づくりや地域貢献活動のことで、さまざまな分野で広く行われることが「協働のまちづくり」の基盤となります。すでに、さまざまなボランティア団体やNPO（非営利団体）などが、地域に貢献する活動を行っています。

また、地域の区や組のコミュニティ活動も、地域において必要な活動を市民が主体的に行っています。

本方針では、こうした市民による活動をすべて「市民活動」と表現し、市民活動を行うグループ・団体のすべてを、「市民活動団体」と呼びます。

*** NPO**

Non Profit Organization の頭文字で、「民間非営利組織」のこと。

「非営利」とは、収益事業をしてはいけないということではなく、事業で得た収益を関係者で分配しないことをいう。

NPO はさまざまな意味で使われており、特定非営利活動法人（NPO 法人）からボランティア団体、市民活動団体などの任意団体や、各法律で定められた法人などがあり、最も広い意味では生活協働組合、労働組合、経済団体なども含まれる。

*** コミュニティ活動**

コミュニティは「地域共同体」と訳され、地域社会における人々のつながりをいう。

コミュニティ活動とは、地域社会における人々のつながりを基盤として、地域運営・課題解決のために行われる活動を指し、自治会・町内会などがその担い手である。

（４）協働のまちづくりが市民と市にもたらすもの

協働のまちづくりは、次のメリットが考えられています。

- ・市民にまちづくりの主役としての自覚が高まる
- ・地域の課題が掘り起こされ取り組むことで、より良い地域づくりができる
- ・人と人との交流が深まる
- ・いきいきと活躍する市民が増える
- ・安全で安心なまちづくりの礎となる

2 市民活動と協働の現状と課題

(1) 市民活動について

1) 市民活動の現状

市においては、合併前の旧6ヵ町村の時代から、市民主体によるさまざまな活動が活発に行われてきました。

これらの活動を大きく分類すると、区や組などの「地縁型」の活動（コミュニティ活動）とNPO・ボランティア団体のような「目的型」の活動があります。地縁型の活動としては、区や組を中心として、地域を運営する上で必要な活動が行われています。目的型の活動としては、福祉、環境、教育、国際交流、文化振興などさまざまな分野があります。

南アルプス市市民活動センターの登録団体数は、149（平成19年6月末現在）で現在も増加しています。また、南アルプス市社会福祉協議会へ登録しているボランティア団体数も100を超えています。

このほか、NPO法人（特定非営利活動法人）として認証を受け、市内に主たる事務所を置くNPO法人数は、21（同7月末現在）で、多くは法人格を持たない任意の団体となっています。

市民活動団体の分野別登録内訳

	高齢者支援	障害者支援	環境	教育	子育て	地域	文化	国際交流	合計
市民活動センター	5	10	5	7	25	43	48	6	149
社会福祉協議会	16	11	10	5	6	43	8	2	101

市民活動団体の地域別登録内訳

	芦安	八田	白根	若草	櫛形	甲西	市全域	その他	合計
市民活動センター	0	0	5	6	73	3	54	8	149
社会福祉協議会	3	13	14	20	30	16	2	3	101

山梨県内の市別NPO法人数

甲府	富士吉田	都留	山梨	大月	韮崎	北杜	甲斐	笛吹	上野原	甲州	中央	南アルプス
58	10	10	8	8	11	22	9	7	6	10	11	21

県内全体法人数 191

2) 活動体制

登録団体の規模を会員数から見ると、数人規模から100人を超える規模までさまざまですが、10人から20人程度の団体が最も多く見られます。

会員の年代は、男性・女性とも40～60代が多く、家事従事者や退職者が活動の中心で、若年層の参加が少ない状況にあります。

3) 活動への参加意識

合併直後の平成15年8月に、社会福祉協議会が行ったアンケート調査「ボランティア活動に対する意識調査」によれば、「ボランティアをしたことがある」と「したことはないがしてみたい」を合わせると80%を超える結果が出ています。

その後、市が実施した「市民満足度調査」では、他の人の役に立つ「ボランティア」への参加意識は高いものの、主体的に地域づくりをしようという「まちづくり」への参加意識は、高いと言える結果ではありませんでした。

4) 活動の課題

市民活動団体が社会的な認知や信用を得て増加傾向にある中、行政や事業者とともに公共の担い手としての地位をより確立していくためには、活動の内容や質を高めるとともに組織力を高めることにより、持続性のある活動を行い、自立した組織団体へと成長する必要があります。

市民活動をさらに発展させるためには、人材や資金等の活動資源をいかに確保し、安定した活動を維持していくか、また、活動に参加したい人や活動を必要とする人など地域のニーズ、あるいは地域のさまざまな情報をどのように活動に結びつけていくかが課題となります。

この他、次のこともあげられます。

- ・住民同士のコミュニケーションの充実
- ・活動団体間のネットワークの強化
- ・企業などの組織・団体と地域とのコミュニケーションの強化

市民活動の健全な発展を図るためには、「人材」「活動資金」「団体の維持、パワーアップ」など行政の支援体制の整備が必要と考えられます。

(2) 協働について

1) 協働の現状

協働について、市の総合計画「アルプス・プラン2005」では、『本市に生活する者すべてが主体性と明確な役割意識をもち、互いにパートナーとして認め合いながら成長・向上する地域を目指すものである』と明記しています。

また、「南アルプス市行政改革大綱」においても、『複雑化する行政需要に対応するためには、市民・企業・行政が相互に協働する必要がある』と示されています。さらに、平成18年度策定の「南アルプス市都市計画マスタープラン」および「南アルプス市緑の基本計画」の推進については、市民・企業・行政との協働のまちづくりを目指しており、協働の理念は、すでに市の施策の中に位置づけられています。

* アルプス・プラン2005

2005年度を初年度とした2014年度までの第1次南アルプス市総合計画」のこと。この計画の中に「まちづくりの考え方」の項目があり、「対話と協働による地域形成」と明記している。

* 南アルプス市行政改革大綱

2005年度を初年度とした5ヵ年計画で、第一段階は行政サービスの公平化、第二段階は公共サービスの質的向上を目指している。

「行政の情報化と市民参画の仕組みの構築」の項で、「市民との協働体制の推進」を明記している。

2) 協働の推進体制と成果

市は、平成 17 年度において、市民部に市民生活課市民参画担当を設置し、翌年度「市民活動センター」を開所しました。現在、この部署が協働推進の中心的な役割を担っています。

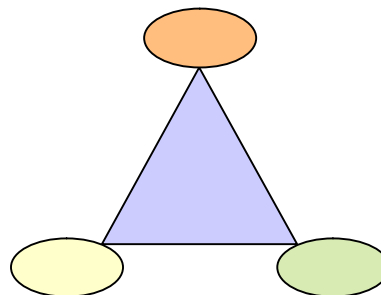
協働事業の成果としては、市民より公募された委員の参加により進められている「南アルプスハーモニープラン推進会議」、都市計画マスタープラン策定のための「まちづくり研究会」、緑の基本計画のための「市民懇談会」、協働のまちづくり基本方針策定のための「みんなでまちづくり推進会議」などの市民参加型の組織による活動があります。

また、指定管理者制度の導入により、市が設置した施設の運営の民間委託が始まっています。

これは、市民サービスの向上と施設管理の効率化を目的にしたもので、平成 18 年度から市内 95 ヲ所の公共施設（平成 19 年 3 月現在）が民間に委託されています。

3) 協働の課題

市が協働を推進するための課題として、市役所全体で取り組む組織の必要性、協働に対する考え方を職員ならびに市民への周知の充実、協働の基盤となる市民活動への支援と自立化の促進、さらに協働できる仕組みづくりなどがあげられます。



3 協働を推進するための基本的な考え方

(1) 市民活動の拡大と自立化の促進

市民活動団体が企業や行政とともに、公益的な活動を行っていくためには、自立した組織としての信用や責任が求められることから、市はさまざまな発展段階にある市民活動に応じて支援し、自立化を促進する必要があります。

(2) さまざまな協働のあり方

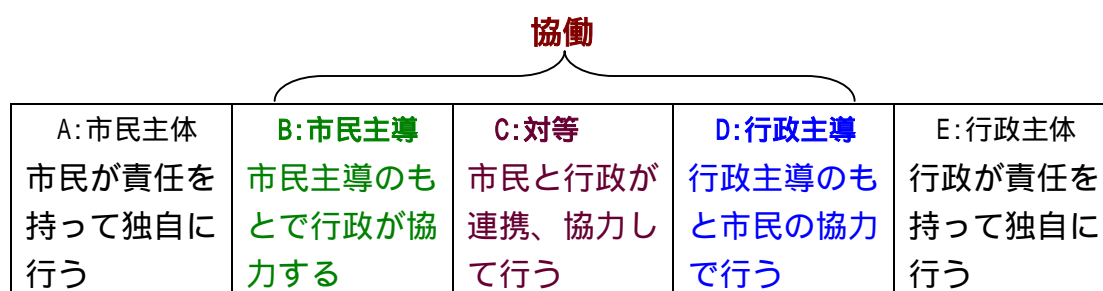
協働の事業を企画する際には、事業に最適な協働の関係を把握・検討することで、事業をより効果的に進めることができます。

1) 主体のあり方による違い

協働には、図に示すように、市民主導から行政主導まで、そのかかわる度合いにより4種類の型があります。

行政の役割、事業の目的などをしっかり的確に見据え、適切な協働の型づくりが必要です。

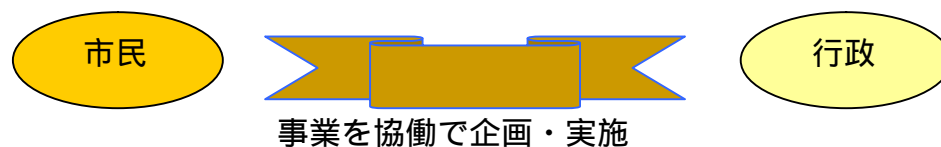
図) 協働における主体のあり方の違い



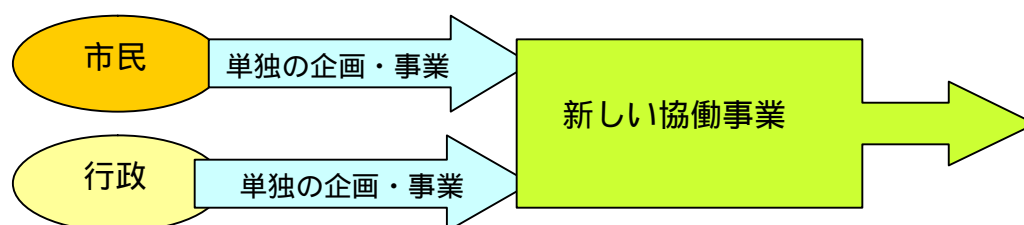
B: 市民主導 市民の主導のもとで、行政が活動をサポートする。



C - 1 : 対等 市民と行政が初期の段階から協働する。



C - 2 : 対等 市民と行政がそれぞれの企画や事業をあわせて、新しい事業をつくる。



D : 行政主導 行政主導のもとで、実施する事業への参加・参画を呼びかける。



2) 協働のさまざまな形態

協働を進めるための具体的な形態を示します。

情報交換

市民や市民活動団体と行政が、それぞれ所有する情報を相互に提供・交換することで、双方の事業のレベルアップにつながります。

実行委員会・協議会

市民と行政で構成した実行委員会や協議会が主体となって、事業の立案・評価などを行います。

研究会

市民と行政が対等の立場で政策を検討し提案します。

支援

市民活動に対して、技術支援・人事交流・人材育成・情報提供・公共施設の開放などを支援します。

補助金

市民が主体となって取り組む事業の中で、公益上必要と認められる事業に対し、行政が資金を補助します。

共催

市民と行政が共同で事業を企画・主催することで、それぞれのノウハウや資源を活かした事業が実施できます。

後援

市民が企画・主催する公益事業に行政が後援という形で名前を連ねることにより、社会的認知度を高めます。

業務委託

公共サービスの提供において、行政の業務を市民や市民活動団体に委託することにより、市民や市民活動団体のもつ専門性や機動性を生かし、公共サービスの効率的かつサービスの向上につなげることができます。

* 公共サービス

主に行政が市民に提供する地域福祉、生涯学習、子育て支援などさまざまなサービスのこと。

国は「公共サービス改革法」を2006年7月施行している。

(3) 協働の進め方

市民活動団体と行政の協働は、受益者である市民にとり、それぞれが単独で事業を行なうよりも相乗効果が期待される仕組みづくりを進めなければなりません。

円滑に協働を進めるためには、次の原則に基づくことが重要です。

1) 認識の共有

「何のために協働するのか（公共サービスの提供や社会的課題の解決など）」という目的や課題を共有して取り組むことで、目標が明確になり効果的な事業展開を図ることができます。

2) 自立性

公共を担う者としてそれぞれが自立し、お互いが事業分担や責任の所在を明確にしながら、協働を進めていく必要があります。

3) 対等の立場

市民活動団体と行政は、それぞれの特性や長所、短所を理解し、お互いがパートナーであるという関係を作り、協力する必要があります。

4) 役割分担

目的を共有した上で、お互いの組織の特性を活かしながら「どちらがより良いサービスを提供できるか」「どちらが担当した方が効率的か」などの観点で適切な役割分担を行うことで、より公益的な活動を図ることができます。

5) 情報公開

市民と行政の情報交換を十分に行うとともに、協働の取り組み内容や結果について積極的に情報公開し、透明性を確保しなくてはなりません。

6) 公平・公正

協働事業を実施する際には、参加基準を明確にするとともに、市民活動団体が公平に参加できるようにしなければなりません。

(4) 協働を推進するための役割分担

1) 市民の役割

「協働のまちづくり」の主役が市民自身であることを自覚し、地域の課題や行政の事業について関心を持ち行動することが大切です。

具体的には、すぐれた市民活動を応援することや、各自の機会と能力に応じて市民活動に参加することなどが求められます。

また、市議会議員は、市民の意見や施策に対する意見や要望を聞き、市政に届けるとともに、議会活動や施策に関する情報を市民に提供します。

市民に開かれた議会運営へ関心をもつことが期待されています。

2) 市民活動団体の役割

協働に参画する市民活動団体は、単なる同好者の集まりではなく、継続した活動を行う事により市民に認められる存在になることが求められます。

そのためには、次世代のリーダーを計画的に育成していくことや学校で総合学習などの機会を通じて、児童・生徒等をボランティアとして積極的に受け入れ、青少年の市民活動への参画意識の醸成を図ることも大切です。

また、学校においても市民活動関係者を講師として招くなど、市民活動団体との連携を図ることが必要です。

さらに、市民活動団体同士の関係を充実させることも重要です。

3) 行政の役割

住民に最も身近な自治体として、適切な行財政運営のもとで説明責任を果たしながら、まちづくりのコーディネーターとしての役割を担っています。市民および市民活動団体の育成支援と協働の仕組みづくりを検討していきます。

さらに、協働についての普及啓発を積極的に行うとともに、事業提案制度など、協働事業が十分に発揮できる仕組みづくりを検討します。

4) 企業等の役割

南アルプス市内における企業等は、市民同様にさまざまな活動に積極的に参加することが求められます。

さらに、企業として参加するだけでなく、社員が個人としても市民活動に参加しやすい環境を整備することも求められます。

4 協働のまちづくり推進に向けて

協働のまちづくりを進めていくために必要な施策を示します。

(1) 基本的な方向性

1) 協働のまちづくりの推進体制をつくる

市役所内に協働推進の組織を設置する

市民と行政の協働を推進する環境を整備し、協働のまちづくりを全庁的に推進するため、市役所内に「協働推進会議(仮称)」を設置します。

この組織により、南アルプス市の協働推進の目標設定と行動計画を定めます。各部署等で取り組む協働事業の情報収集や協働事業間の連携・調整・方針の徹底を行うとともに、成果や検証についての情報を共有化し、各部署等の協働事業に反映していきます。

将来的には、協働を専門に取り扱い、市民向けの窓口となり、庁内の連絡・調整を行う部署の設置について検討していきます。

協働推進のための市民会議を設置する

市民が主体となって推進するために「市民会議(仮称)」を設置します。

この市民会議は行政と連携し、協働のまちづくりのけん引役として期待されます。

また、協働推進のための行動計画策定に参画するとともに、策定後も事業計画の確実な実行や成果の検証などの役割を果たします。

協働の推進のための拠点を整える

情報発信や活動の拠点として「市民活動センター」があります。

この施設の充実をはかるとともに、地域ごとのネットワークを可能にするため、公共施設再配置指針に基づき、地域の既存施設を利用した地区センター機能の整備を図ります。

また、これら施設の運営管理については、市民活動団体やNPOなど民間に委託する方向で検討します。

協働推進の専門員の育成と配置

協働を推進する専門知識を有し、市民や企業からの要請に応えコーディネートの役割を果たすことができる専門員を育成します。

* コーディネート

全体のつりあいを調整するという意味で、コーディネーターとは、市民活動などの活性化のため、ほかの組織の紹介や折衝などの支援をする人のこと。

2) 協働の考え方を広く知らせる

ハンドブックや広報紙の作成と配布

協働の考え方をわかりやすくまとめたハンドブックやマニュアルを作成し、市民や市職員に配布します。

また、広報紙やCATVを利用し、協働の取り組みを適切に周知します。

インターネットを利用した情報発信と双方向のやりとり

協働のまちづくりに関するホームページを立ち上げ、企画段階から積極的に市民に情報を提供していきます。

市民と行政とが情報を共有化し、その情報を活かし行動できることが重要です。そのために、市民と行政が共有できる仕組みを整備・充実し、双方向的に意見のやりとりができる仕組みを考えていきます。

「協働」の普及のためイベントの開催

市民が「協働」を知る機会として、イベントなどを企画・開催していきます。形式としては、セミナー、ワークショップ（参加型の模擬実習）などのほか、楽しみながら協働の考え方を知ることができるようなイベントも有効です。

*ワークショップ

もともと作業場、工房などを意味することばで、市民活動などの分野では、参加型・体験型で行われる講習会や研究会のこと。

市職員向け研修会の開催

市職員が協働に対する理解を深め、それぞれの部局において協働を進めることができるように、協働の考え方と具体的な事業の推進方法について研修会を実施します。また、具体的な事務手順を示したマニュアル等も作成します。

3) 市民活動をより活発にする施策

市民活動団体を支援する組織の立ち上げ

市民活動団体の組織運営に専門的な助言を与える組織を「中間支援組織」と言います。こうした中間支援組織があれば、個々の活動団体の抱える課題の解決に役立ち、活動の活性化につながります。

市民の活動を活発にするためには、行政が支援を行って中間支援組織を立ち上げることが有効です。

* 中間支援組織

市民活動団体などが活動する時に、その相談や支援をする組織をいう。行政が設置して行政が運営する形（公設公営）または行政が設置して民間に委託する形（公設民営）と、純粹に民間が設置・運営（民設民営）するものがある。

市民活動団体のネットワーク化

南アルプス市で活動する数多くのボランティア団体やNPO団体の相互の連携を図ることで、それぞれの活動を発展させることができます。

また、活動拠点施設を利用する団体のネットワークを作ることで、利用者の意向をより反映した施設の運営が期待されます。

* ネットワーク

網の目のように作った組織やつながりのこと。

ネットワークには必ずしも中心はなく、水平的なつながりであるところに特徴があり、市民社会における人や団体のつながりを表現するためにしばしば使われる。

さまざまな市民の交流と参加機会の増加

協働のまちづくりの推進には、市民がそれぞれの立場でまちづくりに関わることができるような環境整備が必要です。

特に、本市は外国籍住民の比率が高いことから、外国籍住民が地域のまちづくりに参加できるような情報提供と交流拠点づくりが必要です。

経済的支援のための市民ファンドの検討

市民や企業の拠出する資金を「市民ファンド」として市民活動団体が活用できるような仕組みを検討します。

* 市民ファンド

市民（企業も含む）が提供した資金を基金化し、市民活動の活性化のために給付や貸与を行う制度のこと。

4) 協働事業を行いやしくする仕組みをつくる

協働事業の公募制度の導入

市の事業のうち、市民活動団体が事業への参画や受託ができるものについて、公募により協働する団体を選定できる制度の導入を研究します。審査には、第三者機関を導入することが必要です。

* 第三者機関

当事者と利害関係のない第三者の立場から公平・公正な判断をする組織体をいう。

協働事業の提案制度の導入

市の事業のうち、特定の事業以外は、市民活動団体や企業からの提案によって協働事業としてできる制度の導入を検討します。

協働事業として認められるためには、第三者機関により事業内容の適切さや達成能力の有無などを総合的に判断するものとします。

*** 事業提案制度**

行政の事業の一部について NPO や企業などが提案し、審査の結果、優れた提案が採用される制度のこと。

(2) 施策導入のための段階

1) 第 1 段階 (準備から取り組みの開始)

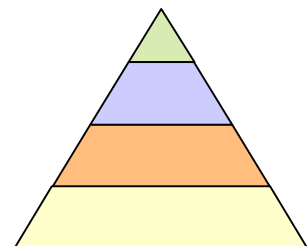
市役所内の協働推進組織の立ち上げ
協働推進のための市民会議の立ち上げ
協働推進行動計画の策定
協働の考え方の普及のための情報発信・イベントの開催
協働の考え方の普及のための市職員研修の実施

2) 第 2 段階 (推進の促進策)

協働推進行動計画に基づいた施策の実施
市民ファンドや協働事業の公募・提案制度の導入
専門員 (コーディネーター) の育成

3) 第 3 段階 (推進の充実強化)

市民活動推進条例 (仮称) 制度の研究
市民活動センターと地区センターのネットワーク化



南アルプス市みんなでまちづくり推進会議設置要綱

平成18年6月19日

告示第126号

(設置)

第1条 市民、市民活動団体、事業者、行政がその特性を相互に活かし、対等な関係をもとに、協働のまちづくりの推進に関する基本指針を提言するとともに、協働のまちづくりの推進を効果的かつ計画的に進めるため、南アルプス市みんなでまちづくり推進会議(以下「推進会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、次の掲げる事項について協議する。

- (1) 市民活動と行政の協働のための基本指針に関すること。
- (2) 協働のまちづくりに関する施策に関すること。
- (3) その他協働のまちづくりの推進に関すること。

(組織)

第3条 推進会議は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 市民活動団体関係者
- (2) 関係団体の代表者
- (3) 学識経験者
- (4) 事業関係者
- (5) 公募により選出された市民
- (6) 市の職員

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員の再任は、妨げないものとする。

(会長及び副会長)

第5条 推進会議に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、推進会議を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 推進会議の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会長は、会議の運営上必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見又は説明を聴くことができる。
- 3 会議は、原則として公開する。ただし、会議の決定により非公開とすることができる。

(庶務)

第 7 条 推進会議の庶務は、市民部市民生活課において処理する。

(その他)

第 8 条 この告示に定めるもののほか、推進会議の運営等に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 委員の公募のための手続その他この告示を施行するため必要な準備行為は、この告示の施行日前においても行うことができる。

南アルプス市みんなでまちづくり推進会議委員名簿

	氏 名	所 属	備 考
1	市原 実	山梨県立大学国際政策学部総合政策学科	会 長
2	箕浦 一哉	山梨県立大学国際政策学部総合政策学科	
3	齊藤 節子	南アルプス市社会福祉協議会	
4	小林 寛仁	青年会議所代表	
5	名取 昭彦	市内小中学校代表	
6	土師 満俊	自治会	
7	小野 香代子	ボランティア	
8	名取 英雄	ボランティア	
9	井山 浩樹	市民活動団体	
10	櫻田 清	市民活動団体	副会長
11	米山 久登	アダプトプログラム	
12	近藤 喜代隆	企業(株)トヨタ自動車山梨事業所)	
13	塩沢 久仙	NPO法人	
14	新津 達裕	公 募	
15	金丸 忠仁	公 募	
16	志村 豪	公 募	
17	森本 和枝	公 募	
18	浅野 長子	公 募	
19	竹野 浩一	市職員	

南アルプス市みんなでまちづくり推進会議山梨県立大学学生ボランティア

	氏 名	学部・学年	備 考
1	佐藤 真之	国際政策学部総合政策学科 2年	
2	依田 諭	"	
3	小澤 大地	国際政策学部国際コミュニケーション学科2年	
4	高浦 裕司	国際政策学部総合政策学科 2年	
5	平川 太郎	"	
6	市川 正宗	"	

